

東京女子大学学会会則

第一条 本会は東京女子大学学会 The Academic Society of Tokyo Woman's Christian College と称する。

第二条 本会は東京女子大学内における学術研究の促進を目的とする。

第三条 本会の目的を達成するため、左の事業を行う。

- 一、各研究部門における諸般の個別的ならびに共同的研究の運営促進
- 二、機関雑誌、学術報告書などの刊行
- 三、講演会、研究発表会、講座などの開催
- 四、内外諸学会との連絡
- 五、その他の適当な事業

第四条 本会は次の四種の会員からなる

- 一、通常会員 本学専任教員
- 二、賛助会員 本会理事、兼任教員、職員及び卒業生
- 三、学生会員 本学在學生
- 四、特別会員 委員会にて推薦したもの

もの

会員は本会機関雑誌の配布をうけ、第三条の諸事業に参加することができる

第五条 本会に会長一名、監事二名、委員若干名をおく。会長は会務を総括する。監事は会計を監査する。委員は委員会を組織し、会務を審議する。委員会は、委員長一名及び常務委員若干名を互選し、会務の直接の運営を委ねる

第六条 会長は本学学長をもってする。監事は会長が指名する。委員は、各研究部門より原則として二名ずつ推薦し総会において決定する。委員長及び委員の任期は二年とする。但し再選をさまたげない。

第七条 総会は毎年一回開催する。但し臨時開催をさまたげない。総会の決議は出席通常会員の過半数をもってする

第八条 本会の経費は、会費、補助金、寄附金などをもって支弁する。特別会員以外の会員は所定の会費をおさめる。本会の予算及び決算は、総会の決議承認を経なければならぬ。

第九条 本会会則の変更は、通常会員を含めて会員三名以上の賛成を経て提出された動議にもとずき、総会で審議の結果、出席通常会員の三分の二以上の賛成があるときに行う。

第十条 本会会則施行にあたって、別に細則及び規定をもうける。細則及び規定は、委員会において出席委員の半数以上の賛成を得たときは、変更することができる。

東京女子大学学会細則

- 一、本学の研究部門を、哲学（教育学及びキリスト教を含む）、日本文学、英米文学（ドイツ文学及びフランス文学を含む）、社会学・経済学、歴史学、心理学、自然科学、数学、体育（音楽を含む）の各部門に分つ。
- 二、会費徴収の件

(1) 会員は、通常会員年額千円、賛助会員同五百円、学生会員同五百円とする。但し、学生会員中文理学部学生は四年分式千円を、短期大学部学生は二年分千円を、一括納入する。その他の場合は、在学予定年数に応じて一括納入する。

(2) 会費を一年以上納入しないときは、脱会したものとみなすことがある。

三、本会の機関誌として「東京女子大学論集」Essays and Studies by Members of Tokyo Woman's Christian College を発行する。

四、本会年度は、毎年四月一日より翌年三月末日までとし、四月に総会を開くことを原則とする。

「東京女子大学論集」第十三巻第二号

昭和廿八年四月十五日 印刷
昭和廿八年四月二十日 発行

編集兼 東京女子大学学会
発行人

東京都杉並区井荻三丁目
東京女子大学内

代表者 高 木 貞 二

印刷所 氷 見 印刷所

発行所 東京女子大学学会

電話(三九九)一一五一番(代)
振替口座 東京七二〇五三番